

様式第4号(第6条関係)

平成26年度 第4回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成27年2月23日(月)	
開催場所	奈良市役所北棟6階 第18会議室	
出席委員	委員長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 中川 雅晴	
審議対象期間	平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 入札番号 351,373,444,398,403(奈良市) 2. その他 入札制度の改正について
一般競争入札	4	
指名競争入札	1	
随意契約	0	
合計	5	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者不足を考慮して、高落札率にならないように発注時期を調整する必要がある。 ・性能保証重視の観点及び過去の入札実績に基づく随意契約金額の妥当性が認められるならば、一般競争入札ではなく、随意契約を締結するのも可能と考える。 ・リスク回避の観点から受注回数により加点数の変更は妥当と考えるが、今後の運用状況により、随時見直す事も必要である。 	

別紙

1 抽出案件について

委員長 抽出案件の351番「あやめ池小学校校舎改築その他工事」を抽出したのは、落札率が100%になっているからですが、100%で応札しているのは落札する意思があまりなかったという事ですか。

事務局 後で確認したところ、工期的及び特殊工法といった点が要因でした。2JVによる入札となり、その内の1JVは、税抜きで734,000,000円、割合にしますと、96.94%という高い率になっていますが、金額的に23,000,000円程度の差がありますが、技術評価点が低かった為、逆転が生じて100%で応札した業者が落札者となりました。

中川委員 工期が平成27年3月31日となっていますが、これで工事が可能なのですか。

福岡部長 工期につきましては、予算が単年度予算となっていますので、一旦こういった表示になっていますが、実際には繰越をしまして、平成28年3月末までを予定しております。

中川委員 工期が余りにも短い。

福岡部長 告示する時点で年度を繰り越した工期として正式に告示する事が出来ません。

事務局 告示にはありませんが、特記仕様書には記載してあります。住宅地の狭い道路を通らなければなりません。しかも、土地が2段形状になっています。校庭と校舎と2段になっており、その間の擁壁もかなりの高さがあり、その工法も特殊な工事になっています。

営繕課 擁壁の高さが7mありました。

福岡部長 上段にグラウンド、下段に校舎があり、その擁壁の際に校舎を建設しますので、強度のしっかりとした擁壁にしなければなりません。工期短縮を兼ね、特殊工法で施工しますので、元請はその分利潤が減ります。落札する意思が無いという事ではなく、金額を下げてまで落札する意思が無いという意味です。落札できなかった業者に関して言いますと、金額を下げて応札していますから、多少なりとも落札の意思があったのかと推察します。

委員長 技術評価点の中で、どの項目で点差がついたのですか。

杉野課長 施工管理と安全管理です。品質管理は同点でした。

委員長 工事の難しさを考えると妥当な技術評価の点差が生じ、その差が金額の差を上回った形となったと考えられるという事ですね。今の説明で、業者にとっては利潤の少ない案件であるため、高額な落札でない業者としての利潤が生じない為、応札した2JV共高額の応札になっており、1JVについては100%で応札しているという事と、技術評価点について安全管理、施工管理の点で差が生じ、その結果として価格の逆転現象が生じたという事が分かりました。それでは2つ目、入札番号373番、「旧平城プール公園整備および右京ふれあい会館増築に伴う建築実施設計業務委託」ですが、1回目の入札が不成立となり、入札番号444番の2回目に成立したという案件です。最初は制限付一般競争入札で執行した結果、入札不成立となった為、2回目に地域要件のない一般競争入札を実施した結果、成立した案件です。市内、準市内、市外の内訳を教えてください。

事務局 株式会社礎建築事務所と株式会社都市企画設計コンサルタントは市外業者で、株式会社ワールド設計は準市内業者、株式会社システムクリエイトと株式会社京成設計は市内業者です。

委員長 株式会社システムクリエイトは1回目の入札の際には入札参加申請をしていませんでしたが、2回目は参加しており、株式会社京成設計は1回目には応札まででしたが、2回目は辞退しています。

事務局 この時期、奈良市内だけでなく、発注が集中する時期でもありますので、入札参加申請をしたものの、入札日までに他の案件で落札した為に技術者が不足し、辞退していると推察しています。

委員長 建築設計業務に関する落札率が高いという印象を受けます。それは業務がこの時期に集中するのが原因ですか。

事務局 5本まとめて発注しますと、徐々に辞退者が増えて、最終的には競争性が失われてしまい、どうしても高落札率になってしまうかと考えます。

福岡部長 今の設計業者の状況はどうなっていますか。

営繕課 忙しいと聞いています。奈良県、県内市町村からの発注もあるのが実情です。

委員長 設計者の繁忙期でない時期を見計らっての発注は出来ないのですか。

営繕課 設計が出来る、その年度の単価を入れますので、その年度に発注したいと考えます。

福岡部長 工程を考えると、前年度設計の方が安心できる。発注時期を調整するのは可能なのですか。

営繕課 耐震診断業務を一斉に発注していましたので、奈良市内の業者は技術者不足になっていたと思います。

福岡部長 奈良市は耐震化が非常に遅れていましたので、年間数十件を発注していた為、市内の技術者が不足する状況にあったのが実情ですが、診断をした後、強度不足の建物については耐震設計の必要があり、工期として校舎内に立ち入る必要からどうしても学校の長期間休みの時期になりますので、発注時期を調整する事が中々難しいものがありました。

委員長 発注者としては、技術者が不足する事態を回避する必要があるかと考えますので、その辺りの配慮が今後必要になってくると思います。次は、入札番号 398 番「1号炉排ガス施設点検整備補修」です。こちらについては、1者入札になっている事から抽出しました。

事務局 平成 23 年以前は随意契約をしておりましたが、それ以降は一般競争入札にて執行しております。平成 23 年度につきましては、入札参加申請者が 1 者の為入札不成立でしたが、平成 24 年度に契約規則を改正し、地域要件等の条件設定をしない入札案件につきましては、1 者入札を有効としましたので、それ以降は一般競争入札により契約相手を決定しています。

委員長 平成 23 年度は入札不成立になった後随意契約をしています。契約相手先はどこですか。

事務局 何れも三機化工建設株式会社です。

福岡部長 性能保証を重視するのか、それとも金額面を重視するのかによって考え方が左右されますが、環境清美工場のような施設につきましては、稼働停止により市民生活に多大な影響を及ぼします。そのように考えると性能保証を重視する考え方が馴染むかと思えます。そして、これまでの実績を鑑みて、一般競争入札から随意契約に移行したいという事務局側としての思いがありますが、前回の委員会でも小島委員より指摘がありましたように、第三者によるチェック機能を整備する必要があると考えている次第です。

委員長 実際問題として、プラント施工業者以外では整備点検は不可能なのですか。

事務局 炉が 4 施設あり、それを順番に点検しています。その中で平成 25 年度に一度だけ、虹技株式会社が入札参加申請をした案件がありました。実際には参加申請をした後に辞退届の提出があり、1 者入札になりましたが、その際には落札率がかなり下がっています。どうしても純正部品を調達しようとすると金額的に困難な部分が生じるかと思えます。

委員長 製造メーカーは、本当に他者が整備したプラントに性能保証はしないのですか。

環境清美工場 はい。

事務局 元々の製造メーカーもそうですし、整備したメーカー自体も性能保証をどこまで出来るのかという問題があります。

福岡部長 炉本体と排ガス設備とありますが、施設としては特異性が強いのはどちらですか。

環境清美工場 排ガス施設のほうです。

委員長 実績として一度だけですが、2 者の入札参加申請があり、辞退はしたものの、その案件の入札については落札率が低いという実績があるのは悩ましい問題になります。

小島委員 性能保証を重視するという観点から随意契約に移行することは可能かと思えます。

委員長 性能保証という観点とこれまでの実績で、金額的な妥当性、つまり落札率の積み重ねた実績がありますので、その金額に見合った随意契約を締結するのであれば、より理論だった随意契約になるかと思えます。

福岡部長 奈良市としまして、新しいクリーンセンターを建設するに当たり、PFI が導入可能か否かの評価業務を行っています。そして、新クリーンセンター建設の際には、建設を含め、その後の運営及びメン

テナンスを含めた包括契約等の検討も必要になってくるかと思います。

委員長 数年の内に建設されるのですか。

福岡部長 いえ、まだ計画段階です。住民との移転締結合意書に基づく期日は経過していますが。

委員長 PFI 等新しい制度の導入も視野に入れておられるという事ですので、進展がありましたら、本委員会にも報告をして頂けたらと思います。続きまして、入札番号 403 番「橋梁点検業務委託」ですが、コンサルタント業務にしては落札率が高いと思いましたが抽出致しました。

土木管理課 奈良市内に 674 本の橋梁があります。昨年 7 月 1 日に法改正されまして、5 年に一度の頻度で必ず全ての橋梁を近接目視しなければならなくなりました。平成 24 年 12 月の笹子トンネル崩落事件を契機とし、それまでの遠望目視では不十分とされました。674 本の内、今回は第 3 者被害を想定した 36 本を対象としています。

委員長 第 3 者被害というのはどういった事ですか。

土木管理課 道路を跨ぐような橋梁を対象としています。

委員長 国が法改正をして全国的に実施されているという事ですか。

土木管理課 はい。奈良県でも 7,000 本以上の橋梁があり、それを順次点検業務委託をしています。事業として開始された当初なので、奈良県の指導を受ける形で県下の市町村が実施しています。

福岡部長 これは国費補助があるのですか。

土木管理課 55%が国費です。

福岡部長 町村では、橋梁の本数が少ないところもあると思いますが、そういった自治体も独自にしているのですか。

土木管理課 奈良県が主体となって集約している町村もあります。

福岡部長 県が支援する垂直補完であっても、市町村が共同処理する水平補完であっても国費の補助対象になるのですか。

土木管理課 はい。

委員長 2 者以外は予定価格を超過した応札になっていますが、これについてはどのように推察されますか。

土木管理課 先程の 674 本ある橋梁の規定は 2m 以上を対象としていますので、橋梁の直下まで行って簡単に目視できるものもありますが、場所に依っては、直下に行く事が出来ず、自動車を橋上に停車させ、リフトにより橋梁の下まで人を運ぶ事が出来る特別な車両があります。それも台数に限りがあります。

委員長 5 年に一度の頻度で必ず全ての橋梁を近接目視しなければならないということは、今後もこの業務は継続するのですか。

土木管理課 はい。今後、コンサルに依頼をして研修を行う予定をしています。

2 総合評価落札方式の改正について

委員長 受注工事の件数については、前回この項目は除外すべきと考えられていたが、どうでしょうか。

杉野課長 再度能力評価型を導入するに当たり、評価点変動する項目の追加の必要とその他の項目を探っていたところ、他の自治体での採用実績が見つかったため、また他に良好な追加項目が見つからなかったため再度検討と考えました。

事務局 他自治体に問い合わせをしたところ、市内企業の育成といった理由が多く、他理由としては相模原市において「受注の集中は、下請企業へのダンピングが横行する恐れがあるため、手持ち工事量で減点調整する」との説明がなされていました。

委員長 他自治体でのその他の理由はないですか。市内企業の育成を理由にするのは、市民の理解が得にくい。

小島委員 そもそも単独受注工事の件数による加点は総合評価落札方式の目的とは異なる。

委員長 受注工事の件数については、落札業者を割り振りたいという意味ですか。

杉野課長 はい。

事務局 自治体によって判定基準はさまざまですが、数年間の受注総金額から算定する自治体もあります。奈良市としては、JV 案件を除き対象件数で判断したい。

福岡部長 市長への説明も含めて一定の基準が必要となります。

杉野課長 特定の業者の受注集中時に倒産等の不測の事態が発生すると公共工事がストップする等、多大な影響を受ける。そのリスク回避対策として一定の平準化を図りたいと考えています。またこのランクの業者は、国、奈良県又は奈良市と災害協定を締結しており、また奈良県被災宅地危険度判定士、奈良県被災建物応急危険度判定士を有しているものを雇用しており奈良市に必要な企業となっています。

委員長 国（九州地整）や県での実績もあり、評価項目としては珍しいものではないようですね。

小島委員 事務局として採用したいというのであれば一度採用し、問題点があるようなら再度検討することによってはどうでしょう。